

平成24年7月11日  
第七管区海上保安本部

問い合わせ先  
海洋情報部海洋調査課長 河合 晃司  
電話 093-321-2931 (内線) 2530



## 離岸流に注意しましょう！

——楽しく安全な海水浴のために——

第七管区海上保安本部では、海浜事故の防止に資するため佐賀県唐津市の海水浴場において離岸流調査を実施しました。

今回の調査ではシーマーカーにより着色された海水が沖に向かってゆっくりと流れる様子が捉えられました。

一般的に離岸流はどの海水浴場でも発生する可能性があります。もし、離岸流に流された時は手を振って助けを求めましょう。また、あわてて岸に向かって泳がずに、岸と平行に泳ぐことで離岸流から抜け出すことができます。

### 調査の概要

#### 1. 調査海域

佐賀県唐津市 東の浜海水浴場・浜崎海水浴場

#### 2. 調査日

7月4～5日

#### 3. 調査方法

シーマーカー（無害な着色剤）を投入し着色された海水の動きを観測しました

#### 4. 調査結果（速報）

今回の調査では、着色された海水が沖に向かってゆっくりと流れる状況は捉えられましたが、顕著な離岸流は発生していませんでした。これは調査日の波風が弱く（両日とも風約2 m/s、波は穏やか）、離岸流が起こりにくい気象条件であったことが原因と考えられます。

東の浜海水浴場 7月5日10時25分頃の状況  
(調査開始から25分後)



## 5. その他

- (1) 今回の調査結果については、第七管区海上保安本部ホームページ掲載の「マリンレジャー安全レポート」や第七管区海上保安本部海洋情報部ホームページ「海の情報交差点」に掲載いたします。

マリンレジャー安全レポート

[http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine\\_anzen\\_report/](http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anzen_report/)

海の情報交差点

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN7/top.htm>

- (2) 離岸流は海岸であればどこでも発生する可能性があります。また、波風が強い場合は離岸流の流速も速くなります。海水浴では、離岸流に注意するほか、遊泳禁止場所や遊泳禁止発令時には泳がない、体調不良時や飲酒後などは泳がないなどを心がけましょう。

また、小さな子供さんが海に入っている時は、子供さんからは絶対に目を離さないようにしましょう。事故等発生の際はすみやかに118番に通報してください。

なお、マリンレジャーの際には、3つの自己救命策 ①救命胴衣の常時着用 ②防水パック入り携帯電話など連絡手段の確保 ③海での事件、事故を見かけたら「海のもしもは118番」を心がけましょう。